

## 【案件 1】青森市地域防災計画の修正（案）について

「市町村地域防災計画修正の手引き」とは別の修正については、次のとおりである。

## 1 青森市災害対策本部の代替施設の見直しに伴う修正

修正前					修正後（案）				
<b>【風水害等対策編】及び【地震・津波対策編】</b> （両編ともに、共通する修正事項）					<b>【風水害等対策編】及び【地震・津波対策編】</b> （両編ともに、共通する修正事項）				
第 1 章 災害応急対策計画					第 1 章 災害応急対策計画				
第 1 節 青森市災害対策本部					第 1 節 青森市災害対策本部				
第 2 青森市の防災組織					第 2 青森市の防災組織				
3 設置場所					3 設置場所				
防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。					防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。				
設置 順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号	設置 順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号
1	青森市役所 (本庁舎)	庁 議 室	青森市中央 一丁目 22-5	017- 734- 5059	1	青森市役所 本 庁 舎	庁 議 室	青森市中央 一丁目 22-5	017- 734- 5059
代 替 施 設	1	青森地域 広域事務 組合消防 合同庁舎	<u>体 育 室</u> 青森市長島 二丁目 1-1	017- 775- 0852	代 替 施 設	1	青森市役所 駅前庁舎	<u>研 修 室</u> 青森市新町 一丁目 3-7	017- 734- 1111
	2	青森市役所 (柳川庁舎)	<u>大 会 議 室</u> 青森市柳川 二丁目 1-1	017- 761- 4402		2	青森地域 広域事務 組合消防 合同庁舎	<u>会 議 室</u> 青森市長島 二丁目 1-1	017- 775- 0852
	3	青 森 市 福祉増進 センター	<u>大 会 議 室</u> 青森市本町 四丁目 1-3	017- 723- 1340		3	青 森 市 福祉増進 センター	<u>大 会 議 室</u> 青森市本町 四丁目 1-3	017- 723- 1340

## 2 災害時における各種応援協定の追加等に伴う修正

修正前（削除する協定）	修正後（追加する協定）
<p>大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続その他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（応援地区の設置）</p> <p>第2条 青森県内を別表第1のとおり6つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援要請に応じるものとする。</p> <p>2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村はその属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。</p> <p>3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）被災市町村との連絡及び情報収集</p> <p>（2）被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整</p> <p>（3）他の応援調整市への応援要請</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項</p> <p>（応援内容）</p> <p>第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供</p> <p>（2）食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん</p> <p>（3）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん</p> <p>（4）災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん</p> <p>（5）災害応急活動に必要な職員の派遣</p> <p>（6）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん</p>	<p>災害時における青森県市町村相互応援に関する協定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（応援調整）</p> <p>第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。</p> <p>2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。</p> <p>（応援要請事項）</p> <p>第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。</p> <p>（1）応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供</p> <p>（2）食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん</p> <p>（3）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん</p> <p>（4）災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん</p> <p>（5）災害応急活動に必要な職員の派遣</p> <p>（6）避難者の受入れ</p> <p>（7）前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項</p> <p>（応援要請及び応援の実施）</p> <p>第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>（1）被害の種類及び状況</p> <p>（2）前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等</p>

<p>(7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項</p> <p>(応援要請及び応援の実施)</p> <p>第4条 被災市町村は、応援調整市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。</p> <p>(1) 被害の種類及び状況</p> <p>(2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等</p> <p>(3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数</p> <p>(4) 応援場所及び応援場所への経路</p> <p>(5) 応援の期間</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項</p> <p>2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。</p> <p>3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。</p> <p>(他地区への応援要請)</p> <p>第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援調整市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。</p> <p>2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める応援順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により応援実施が困難な場合にあっては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。</p> <p>(自主応援)</p> <p>第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。</p>	<p>(3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数</p> <p>(4) 応援場所及び応援場所への経路</p> <p>(5) 応援の期間</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項</p> <p>2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。</p> <p>3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。</p> <p>(自主応援)</p> <p>第5条 市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。</p> <p>(応援経費の負担)</p> <p>第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 応援を実施した市町村が負担する経費</p> <p>イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費</p> <p>ロ 応援人員の手当等に関する経費</p> <p>ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金</p> <p>ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費</p> <p>ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途中において発生した事故に係る損害賠償費</p> <p>(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費</p> <p>2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。</p>
---	---

<p>(応援経費の負担)</p> <p>第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 応援側の負担する経費</p> <p>イ 機械器具等の燃料費（補給燃料を除く。）及び小規模破損の修理費</p> <p>ロ 応援人員の手当等に関する経費</p> <p>ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金</p> <p>ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費</p> <p>ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途中において発生した事故における損害賠償費</p> <p>(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費</p> <p>2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。</p> <p>(担当者及び備蓄状況の報告)</p> <p>第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。</p> <p>2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。</p> <p>※ 「別表第1～2」及び「様式1～3」を省略する。</p>	<p>(事務局の設置)</p> <p>第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。</p> <p>(平時の取り組み)</p> <p>第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 災害時に必要な物資の備蓄</p> <p>(2) 定期的な訓練の実施</p> <p>(3) その他必要と認める事項</p> <p>(担当者及び備蓄状況の報告)</p> <p>第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。</p> <p>2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。</p>
--	---